

令和6年2月27日

西宮市政記者クラブ各位

西宮市健康福祉局  
福祉総括室法人指導課長

指定一般相談支援、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援事業者に対する行政処分について

標記の件について、本日付けで障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第51条の29第1項及び第2項並びに児童福祉法第24条の36の規定に基づき、下記事業者に対し、行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 対象事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 甲山福祉センター
- (2) 代表者 理事長 服部 英司
- (3) 所在地 西宮市甲山町 53 番地

2. 対象事業所

- (1) 事業所名 総合相談支援センター
- (2) 所在地 西宮市石劔町 19 番 13 号
- (3) 事業の種類 ①計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援  
②障害児相談支援
- (4) 指定年月日 平成 27 年 1 月 1 日
- (5) 事業所番号 ①2830900193  
②2870900160

3. 処分の内容及び効力停止の期間

- (1) 処分内容 上記指定一般相談支援、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援事業所に係る指定の3か月間全部効力停止
- (2) 効力停止期間 令和6年4月1日から令和6年6月30日まで

<次ページに続く>

## 4. 上記処分の理由

- (1) 不正請求（障害者総合支援法第 51 条の 29 第 2 項第 5 号及び児童福祉法第 24 条の 36 第 5 号）及び法令違反（障害者総合支援法第 51 条の 29 第 2 項第 9 号、児童福祉法第 24 条の 36 第 9 号）

相談支援専門員の資格を有しない職員が、計画相談支援及び障害児相談支援を提供したにもかかわらず、市への提出書類には相談支援専門員の資格を有する職員が各支援を提供した旨を記載し、各支援給付費の請求を行い、受領した。

- (2) 法令違反（障害者総合支援法第 51 条の 29 第 1 項第 9 号）

指定一般相談支援事業所について、(1) を理由に処分する指定特定相談支援及び指定障害児相談支援事業所と同一の事務所で、一体的に運営していることから、併せて処分する。

## 5. 不利益の回復及び経済的な措置

事業者に対し、不正に受領した計画相談支援給付費（令和 5 年 7 月から令和 5 年 9 月分の約 32 万円）及び障害児相談支援給付費（令和 5 年 8 月から令和 5 年 9 月分の約 7 万円）を返還させるほか、障害者総合支援法第 8 条第 2 項及び児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項に基づき当該返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額（約 15 万円）を加え、合計約 54 万円を返還させる。

## 6. 再発防止について

市内事業所に対する集団指導において、無資格者によるサービスの提供を不正事案として取り上げ、事業所に対し、従業者の資格者証等の確認の徹底を指導する。

また、定期的に行う実地指導において、関係書類をきめ細かく点検し、虚偽の資料等の可能性が生じた場合は、速やかに監査への切り替えを行い、事実確認を的確に行う。

以上

&lt;参考&gt;

事業の種類	説明
① 計画相談支援	障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものであり、具体的にはサービス利用支援（サービス等利用計画の作成等）及び継続サービス利用支援（モニタリング等）を行う。
② 地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等に住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行う。
③ 地域定着支援	居宅において単身で生活する障害者に常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談等の支援を行う。
④ 障害児相談支援	障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものであり、具体的には障害児支援利用援助（障害児支援利用計画の作成等）及び継続障害児支援利用援助（モニタリング等）を行う。

お問合せ先

西宮市健康福祉局福祉総括室法人指導課 担当：福田

電 話：0798-35-3045 F A X：0798-34-5465